

通所介護重要事項説明書

＜令和8年1月1日現在＞

1 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの地域と種類

事業所名	ケアハウス好日苑（こうじつえん）デイサービスセンター		
所在地	北九州市門司区大里戸ノ上4丁目1-40		
管理者の氏名	末永 祐樹		
電話番号	093-391-3111		
FAX番号	093-391-2278		
サービス（介護保険指定番号）	サービスを提供する地域		
通所介護（4070101045号）	北九州市内		

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(2) 定員 50名

(3) 事業所の職員配置

	職務の内容	常勤	非常勤	兼務	合計
管理者	業務の一元的な管理	1名			1名
生活相談員	生活指導及び相談	4名		3名	4名
看護職員	心身の健康管理、 保健衛生管理	2名	3名	機能訓練指導員兼務	5名
介護職員	介護業務	10名	1名	4名	11名
機能訓練指導員	機能回復訓練の指導	3名	3名	看護職員兼務5名	6名

(4) サービス提供の時間帯

	営業時間帯
月曜日～土曜日	午前9時30分 から 午後4時00分

2 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

(2) 運営方針

利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。

通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。

地域との結びつきを重視し、関係保健者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) サービスの特徴

法人の経営理念「私たちはお客様の人権と個性を尊重し、安心と喜びのある生活を支援します」に基き利用者一人一人の尊厳を守りながら自立を支援していきます。恵まれた自然環境の中で、屋外レクリエーションや専門職員によるリハビリ指導を行います。食事も四季の旬の食材を使用し、利用者・ご家族に安らぎを提供するよう努めます。

3 サービスの内容

- ① 通所介護計画の作成
- ② 生活指導
- ③ 機能訓練
- ④ 介護サービス
- ⑤ 健康状態の確認
- ⑥ 送迎
- ⑦ 給食サービス
- ⑧ 入浴サービス
- ⑨ 介護に関する相談援助

4 利用者負担金

(1) ①利用者負担金（1割負担）

【サービス費（1回の利用につき）】

		3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満
要介護1	サービス費	3,751円	3,934円	5,779円	5,921円
	利用者負担金	376円	394円	578円	593円
要介護2	サービス費	4,289円	4,502円	6,824円	6,986円
	利用者負担金	429円	451円	683円	699円
要介護3	サービス費	4,857円	5,090円	7,878円	8,071円
	利用者負担金	486円	509円	788円	808円
要介護4	サービス費	5,404円	5,678円	8,923円	9,136円
	利用者負担金	541円	568円	893円	914円
要介護5	サービス費	5,962円	6,256円	9,977円	10,221円
	利用者負担金	597円	626円	998円	1,023円

※ 上記設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安を基準とします。

【加算分】

	算定単位	サービス費	利用者負担金
入浴介助加算	1日につき	405円	41円
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	1日につき	567円	57円
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	1日につき	770円	77円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	1月につき	202円	21円
科学的介護推進体制加算	1月につき	405円	41円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	223円	23円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき	182円	19円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	(利用単位数合計の9.2%×10.14)円		
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	(利用単位数合計の9.0%×10.14)円		
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	(利用単位数合計の8.0%×10.14)円		

②利用者負担金（2割負担）

【サービス費（1回の利用につき）】

		3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満
要介護1	サービス費	3,751円	3,934円	5,779円	5,921円
	利用者負担金	751円	787円	1,156円	1,185円
要介護2	サービス費	4,289円	4,502円	6,824円	6,986円
	利用者負担金	858円	901円	1,365円	1,398円
要介護3	サービス費	4,857円	5,090円	7,878円	8,071円
	利用者負担金	972円	1,018円	1,576円	1,615円
要介護4	サービス費	5,404円	5,678円	8,923円	9,136円
	利用者負担金	1,081円	1,136円	1,785円	1,828円
要介護5	サービス費	5,962円	6,256円	9,977円	10,221円
	利用者負担金	1,193円	1,252円	1,996円	2,045円

※ 上記設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安を基準とします。

【加算分】

	算定単位	サービス費	利用者負担金
入浴介助加算	1日につき	405円	81円
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	1日につき	567円	114円
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	1日につき	770円	154円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	1月につき	202円	41円
科学的介護推進体制加算	1月につき	405円	81円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	223円	45円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき	182円	37円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	(利用単位数合計の9.2%×10.14)円		
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	(利用単位数合計の9.0%×10.14)円		
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	(利用単位数合計の8.0%×10.14)円		

③利用者負担金（3割負担）

【サービス費（1回の利用につき）】

		3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満
要介護1	サービス費	3,751円	3,934円	5,779円	5,921円
	利用者負担金	1,126円	1,181円	1,734円	1,777円
要介護2	サービス費	4,289円	4,502円	6,824円	6,986円
	利用者負担金	1,287円	1,351円	2,048円	2,096円
要介護3	サービス費	4,857円	5,090円	7,878円	8,071円
	利用者負担金	1,458円	1,527円	2,364円	2,422円
要介護4	サービス費	5,404円	5,678円	8,923円	9,136円
	利用者負担金	1,622円	1,704円	2,677円	2,741円
要介護5	サービス費	5,962円	6,256円	9,977円	10,221円
	利用者負担金	1,789円	1,877円	2,994円	3,067円

※ 上記設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安を基準とします。

【加算分】

	算定単位	サービス費	利用者負担金
入浴介助加算	1日につき	405円	122円
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	1日につき	567円	171円
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	1日につき	770円	231円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	1月につき	202円	61円
科学的介護推進体制加算	1月につき	405円	122円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	223円	67円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき	182円	55円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	(利用単位数合計の9.2%×10.14)円		
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	(利用単位数合計の9.0%×10.14)円		
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	(利用単位数合計の8.0%×10.14)円		

- ① サービスが介護保険の適用を受ける場合は、サービス費を介護保険負担割合証による負担割合でお支払いいただきます。
- ② サービスが介護保険の適用を受けない部分については、サービス費全額（10割）をお支払いいただきます。
- ② 保険料の滞納などにより、サービス費の1割、2割、3割の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

(2) その他の費用

(1)のほか利用者は、サービスの利用によって下記の利用料金をお支払いいただきます。

種 類	利用者負担金	備 考
食事の提供に要する費用	昼食代 (おやつ代含む) 1回につき 630円	
オムツ代	パット 1枚につき 20円	
	紙オムツ 1枚につき 80円	
	紙パンツ 1枚につき 80円	
日常生活に要する費用で本人の負担となるもの	要した費用の実費	

(2) 利用者負担金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者に請求し、利用者は翌月末までに次のいずれかの方法により支払います。

- 現金払い
- 金融機関振込 (口座名等は、下記のとおりです)
- 自動引落とし (手数料は、事業者が負担します)

西日本シティ銀行		門司駅前支店
普通預金	口座名義人	社会福祉法人 春秋会 ケアハウス好日苑 理事長 渡辺 英雄
	口座番号	1411616

(3) 領収書の発行

事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

5 キャンセルについて

お客様の病状の急変など、利用を休まれる場合はご連絡ください。また、休むことが事前にわかっている場合は、早めにご連絡をいただきますようご協力をお願いします。

連絡先	093-391-3111 (デイサービス直通)
-----	-------------------------

6 サービス利用にあたっての留意事項

喫煙	喫煙は定められた場所をお願いします。
迷惑行為等	他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
金銭・貴重品の管理	不要な貴重品のお持込はお断りします。 紛失・事故等ありましても責任は負いません。
飲酒	個人のお持込による飲酒はご遠慮願います。
物品の受け渡し	物品（食品・化粧品等）の受け渡し及び、物品の運搬はお断りします。万一、物品の受け渡しが原因でトラブルが発生しても当苑では責任を負いかねます。

7 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊迫の事態に備え、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画等の対策をたてて、年2回利用者及び従業員の訓練を行います。

8 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。尚、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

損害賠償責任保険

保険会社	東京海上火災保険株式会社
保険内容	・ 対人・対物補償 ・ 人格権侵害補償 ・ 管理財物補償

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援事業者などへ連絡をします。

主治医	医療機関名	
	主治医名	

ご家族	氏名	(続柄)
	住所	
	電話	
	携帯電話	

10 秘密保持

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適性かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報を保護します。

11 第三者評価について

当事業所は第三者評価をうけていません。

12 相談窓口、苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 ご利用相談室	窓口担当者 (管理者)末永 祐樹、(生活相談員)永富 彩花 ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 ご利用方法 ①直通電話 093-391-3111 ②E-mail: carehouse-dayserv@koujitsuen.jp ③面接 上記時間におこしください。
----------------	--

★公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

門司区役所	所在地 北九州市門司区清滝1丁目1-1 電話番号 093-331-1881
小倉北区役所	所在地 北九州市小倉北区大手町1-1 電話番号 093-582-3433
小倉南区役所	所在地 北九州市小倉南区若園5-1-2 電話番号 093-951-4127
北九州市役所 介護保険課	所在地 北九州市小倉北区内1-1 電話番号 093-582-2771
福岡県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地 福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話番号 092-642-7859

13 事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 春秋会 (しゅんじゅうかい)
代表者名	理事長 渡辺 英雄
所在地 連絡先	事業所所在地 北九州市門司区大里戸ノ上4丁目1-40 電話番号 093-391-3111 FAX 093-391-2278
提供しているサービス	介護保険事業所番号
特定施設入所者生活 介護事業	4070101037
居宅介護支援事業 (ケアプランセンター)	4070101052
訪問介護 (ホームヘルプ)	4070101029

14 「サービスご利用に際してのお願い・禁止事項」

カスタマーハラスメントに対する行動指針

(1) 暴力・暴言、セクシャルハラスメント等

①職員に対する暴力・暴言・セクシャルハラスメント等

ア 身体的暴力（物を投げる、叩く、蹴る、つねる、唾を吐く、噛みつく等身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

イ 精神的暴力（大声で威圧する、怒鳴る、理不尽な要求、不必要な説教、暴言、容姿をけなす、個人の尊厳や人格を言葉や態度で傷つけたり、貶めたりする行為）

ウ セクシャルハラスメント（不適切な身体接触、返答に困るような性的な冗談やからかい、私的に執拗な誘いを行う等）

②職員に対する誹謗中傷（インターネット、SNS上でのものを含む）、威迫、脅迫行為、人格を否定する発言、侮辱する発言

(2) お客様からの過剰なまたは不合理な要求

①合理的理由のない謝罪の要求（土下座等）

②過失のない、あるいは原因のわからない事故に対しての賠償請求

③春秋会職員に関する懲戒、解雇等の法人内処罰の要求

④法的な責任範囲を明らかに超越するような、謝罪・賠償請求

⑤社会通念上相当程度を超えるサービス提供の要求

(3) お客様からの合理的範囲を超える時間的・場所的拘束

①合理的な理由のない長時間の拘束

②合理的な理由がなく、施設や事業所或いは社屋以外の場所への呼び出し

(4) お客様からのその他ハラスメント行為

①お客様からの職員に対するプライバシーの詮索や侵害行為

②上記行為について、病気や障害を理由にしてこれらの行為を助成又は正当化する行為

カスタマーハラスメントへの対応

①カスタマーハラスメントに屈することなく春秋会として毅然とした対応をし必要に応じて行政・顧問弁護士・警察と共に連携をします。

②カスタマーハラスメントが行われた場合は、サービスの提供をお断り、又は中止させていただく事もあります。

※カスタマーハラスメントが繰り返される場合や予見される場合には、他利用者及び職員を保護するために、事前予告なく録画・録音を行う場合があります。

お客様へのお願い

職員の心身の安全を確保し、お客様と職員の対等で良好な関係を築くため指針を制定いたしました。以下の事項へのご理解、ご協力をお願いします。

- ① ハラスメント行為に加担しないこと
- ② 他者に敬意を持って行動すること
- ③ すべての法令に遵守すること

15 その他

1. 贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
2. 訪問の際はペットをゲージに入れる。リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
3. 見守りカメラの設置、職員の写真や動画を撮影する場合、プライバシーを守るため、事前に職員本人の同意を受けてください。
4. 職員の写真や動画の撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載するのは禁止します。

年 月 日

契約の締結にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地 北九州市門司区大里戸ノ上4丁目1番40号

事業者名 ケアハウス好日苑デイサービスセンター

管理者名 末 永 祐 樹

(指定番号 4070101045)

<説明者>

所 属 ケアハウス好日苑デイサービスセンター

氏 名 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護サービスについて重要事項説明を受けました。

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____

<利用者代理人（選任した場合）>

住 所 _____

氏 名 _____